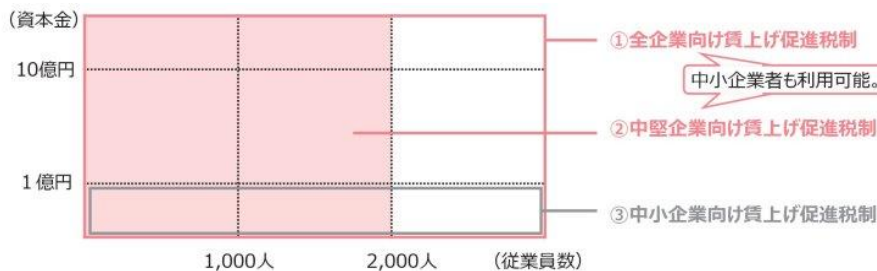


【労務】「全企業向け・中堅企業向け賃上げ促進税制（更新）」が公表されました

全企業向け・中堅企業向け賃上げ促進税制（法人：令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始される各事業年度が対象、個人事業主：令和7年から令和9年までの各年が対象）の資料、「賃上げ促進税制」御利用ガイドブック 令和6年8月5日公表版が令和6年10月16日に更新されました。

■賃上げ促進税制とは

- 賃上げや人材育成への投資を積極的に行う企業に対し、雇用者給与等支給額の前年度からの増加額の一定割合を、法人税額又は所得税額から控除する税制です。
- 全企業向け税制、中堅企業向け税制、中小企業向け税制の3種類あり、法人にあつては適用事業年度終了の時、個人事業主にあつては適用を受ける年の12月31日における企業規模に応じて以下のとおり利用可能な税制が異なります（併用はできず、いずれか一つのみの選択適用となります）。
- 本ガイドブックは、そのうちの全企業向け税制、中堅企業向け税制のガイドブックとなります。



■全企業向け賃上げ促進税制の概要

【適用対象】

- 青色申告書を提出する全法人又は個人事業主

【適用期間】

- 法人：令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度
- 個人事業主：令和7年から令和9年までの各年

【適用要件】

【税額控除】

必須要件	継続雇用者給与等支給額^{※1}が、前事業年度より ① 3%以上 増えていること → 10% ② 4%以上 増えていること → 15% ③ 5%以上 増えていること → 20% ④ 7%以上 増えていること → 25%	控除対象雇用者給与等支給増加額^{※2}の → 10% → 15% → 20% → 25% を法人税額又は所得税額から控除
	※1：適用事業年度における、継続雇用者（前事業年度及び適用事業年度の全月分の給与等の支給を受けた国内雇用者）に対する給与等の支給額の合計額。 ※2：前事業年度から適用事業年度の雇用者給与等支給額（全ての国内雇用者に対する給与等の支給額の合計額）の増加額。	
ただし、以下に該当する事業者は、マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出が必要です。		
・法人：適用事業年度終了の時において、「資本金の額又は出資金の額が10億円以上かつ常時使用する従業員数が1,000人以上」又は「常時使用する従業員数が2,000人超」である法人 ・個人事業主：適用年の12月31日において常時使用する従業員数が2,000人超である個人事業主		
上乗せ要件	① 教育訓練費 ・教育訓練費の額が、前事業年度より 10%以上 増えていること → 税額控除率を 5%上乗せ ・適用事業年度の教育訓練費の額が適用事業年度の雇用者給与等支給額の0.05%以上であること	
	② 子育てとの両立・女性活躍支援 ・適用事業年度終了時又は適用年の12月31日において、 プラチナくるみん認定又はプラチナえるぼし認定 を取得していること → 税額控除率を 5%上乗せ	

※控除上限額は、法人税額又は所得税額の**20%が上限**です。

※上乗せ要件は、①又は②のいずれか一方のみの適用、①及び②の併用、いずれも可能です。

例：必須要件④7%以上+上乗せ要件①+上乗せ要件②→35%の税額控除（最大）
 必須要件②4%以上+上乗せ要件② →20%の税額控除

■ 中堅企業向け賃上げ促進税制の概要

【適用対象】

青色申告書を提出する法人又は個人事業主であり、かつ、法人にあっては適用事業年度終了の時、個人事業主にあっては適用を受ける年の12月31日において常時使用する従業員数が2,000人以下の法人又は個人事業主

※ただし、その法人及びその法人との間にその法人による支配関係がある他の法人の従業員数の合計数が1万人を超えるものを除く。

【適用期間】

- ・法人：令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度
- ・個人事業主：令和7年から令和9年までの各年

【適用要件】

必須要件

継続雇用者給与等支給額^{※1}が、前事業年度より

- ① 3%以上増えていること
- ② 4%以上増えていること

※1：適用事業年度における、継続雇用者（前事業年度及び適用事業年度の全月分の給与等の支給を受けた国内雇用者）に対する給与等の支給額の合計額。

ただし、以下に該当する事業者は、マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出が必要です。

- ・適用事業年度終了の時において資本金の額又は出資金の額が10億円以上かつ常時使用する従業員数が1,000人以上の法人

上乗せ要件

① 教育訓練費

- ・教育訓練費の額が、前事業年度より10%以上増えていること
- ・適用事業年度の教育訓練費の額が適用事業年度の雇用者給与等支給額の0.05%以上であること

→ 税額控除率を5%上乗せ

② 子育てとの両立・女性活躍支援

- ・適用事業年度終了時若しくは適用年の12月31日において、**プラチナくるみん認定若しくはプラチナえるぼし認定**を取得していること、又は、適用事業年度若しくは適用年中に、**えるぼし認定（3段階目）**を取得したこと

→ 税額控除率を5%上乗せ

※控除上限額は、法人税額又は所得税額の20%が上限です。

※上乗せ要件は、①又は②のいずれか一方のみの適用、①及び②の併用、いずれも可能です。

例：必須要件② 4%以上 + 上乗せ要件① + 上乗せ要件② → 35%の税額控除（最大）
必須要件① 3%以上 + 上乗せ要件② → 15%の税額控除

【税額控除】

控除対象雇用者給与等支給増加額^{※2}の

- 10%
- 25%

を法人税額又は所得税額から控除

※2：前事業年度から適用事業年度の雇用者給与等支給額（全ての国内雇用者に対する給与等の支給額の合計額）の増加額。